

議案第 6 1 号

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例
甲府市市民センター条例（昭和 5 6 年 3 月条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「4 3 0 円」を「4 7 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

南部市民センター附属施設の使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。